平成２９年（フ）第４１８号
熊本県合志市須屋2981番地13　２階
債務者　井手　淳子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７８号
山口県周南市花陽２丁目１番８号
債務者　上森真由美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１９２号
青森県上北郡野辺地町字浜掛３番地15
債務者　横山　　淳
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
青森県東津軽郡平内町大字福館字雷電林１番地35
債務者　三津谷佳奈江
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２３号
名古屋市守山区新守山2701番地　レジデンス山王201号
債務者　塚本有美子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５４０号
名古屋市守山区森孝東２丁目401番地　黒石東住宅３棟205号、従前の住所愛知県尾張旭市吉岡町３丁目10番地21　ナビタウン吉岡町Ⅰ―205
債務者　山下　教一
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６６０号
愛知県知多郡武豊町字中狭108番地１
債務者　小串建築こと　小串　弘昭
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３３号
熊本市中央区神水１丁目５番10―702号
債務者　和泉江里菜（旧姓波呂）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４１９号
静岡県浜松市中区曳馬２丁目13番47号　アソシエひくま102、前住所静岡県浜松市中区曳馬５丁目23番32号
債務者　関　　祐子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
沖縄県沖縄市比屋根３丁目10番22号　オアシスグリーンサイト103号室
債務者　津嘉山恵美子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１７７号
沖縄県うるま市石川伊波915番地１　石川前原団地302号
債務者　渡久地政人
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９８号
長崎県佐世保市陣の内町869番地39　アートインフェアリーⅢ210号、前住所福岡県北九州市小倉北区下富野３丁目９番３号
債務者　鮫島日出夫
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
長崎県佐世保市母ヶ浦町1036番地２　サンシャイン母ヶ浦103
債務者　川口　美香
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
大分県速見郡日出町大字豊岡４番地１　エクセル天神402
債務者　加藤　拓生（旧姓一宮）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
栃木県栃木市新井町1023番地４　ファミール佐柄403
債務者　松本　静枝
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部